

～安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり～

岐阜県少子化対策総合プログラム (平成21年度版)



平成21年3月
岐 阜 県

目 次

1	策定の趣旨	1
2	平成21年度の取組方向	2
	(1) これまでの取組	2
	(2) 平成21年度の重点的な取組	2
3	平成21年度の具体的な取組	6
	I 仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの促進	7
	①企業の子育て支援の取組の促進	7
	②女性の再就職支援	7
	③企業と連携した男性の家事・育児参加の促進に向けた取組	8
	④若者の就業支援	8
	II 地域で支える出産・子育て支援の推進	10
	①新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期）	10
	②未就学期（小学校入学前まで）	12
	③小学生・中学生期	15
	④高校生・大学生期	16
	⑤特に支援を必要とする家庭の子育て支援	17
	III 結婚、出産、子育てに希望の持てる地域づくりの推進	19
	IV 推進体制等の拡充・強化	20

1. 策定の趣旨

岐阜県の合計特殊出生率は減少傾向が続いており、少子化の傾向に歯止めがかかっていません。また、平成17年の国勢調査では調査開始以来初めて本県の人口が減少となるなど、本格的な人口減少社会に突入しています。

本県では、これまで少子化対策は保育サービスの充実などの施策を行政が中心となって推進してきましたが、必ずしも十分な成果が上がるまでに至っていないことから、少子化対策は行政だけではなく、社会全体で取り組むべき課題であるという認識に立ち、少子化対策に社会全体で取り組む機運を醸成するための県民運動に取り組むこととしました。

このため、岐阜県の少子化対策に関する考え方や姿勢を包括的に盛り込み、県民、企業、民間団体(NPO等)、行政等が一体となって今後の少子化対策を展開する基盤となる「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定(H19.3.20)するとともに、条例に基づき、少子化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画(岐阜県少子化対策基本計画)」(計画期間5年:平成19~23年度)を策定(H19.12月)したところですが、計画期間の各年度における岐阜県の具体的な少子化対策の全体像を明らかにするため、毎年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定し、「条例-基本計画-総合プログラム」の3点セットで、岐阜県の少子化対策を推進することとしています。

上記の方針に基づき、平成21年度における少子化対策の全体像について、「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定します。

【参考 「条例-基本計画-総合プログラム」の3点セット】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例
【平成18年度制定】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画
(次世代育成支援対策推進法に基づく「岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画」)
【平成19年度策定】

岐阜県少子化対策総合プログラム
【毎年度策定】

2. 平成21年度の取組方向

(1) これまでの取組

<平成18年度>

○安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例の制定（19年3月）

○ぎふ少子化対策県民連携会議の設置（18年6月）

【主な取組】

- ・ぎふ子育て応援ステーションの開設（18年4月～）
- ・岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の開始（18年8月～）
- ・岐阜県子育て支援企業登録制度の開始（19年3月～）
- ・岐阜県子育て支援奨学金の創設



政策実行のためのフレームや体制の構築

<平成19年度～>

○安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画の策定（19年12月）

○岐阜県・市町村少子化対策連携会議の設置（19年4月）

【主な取組】

- ・「早く家庭に帰る日（毎月8のつく日）」の取組の推進
- ・妊婦・乳幼児連れ駐車場整備の推進
- ・結婚・出産・子育て世代へのメッセージの発信
- ・子育てマイスターの創設
- ・総合周産期母子医療センターの指定（20年2月）
- ・地域若者サポートステーションの設置（20年4月）
- ・社団法人岐阜県経済同友会と岐阜県・県教育委員会との協定締結による企業における家庭教育・子育て支援等の推進（20年10月）



本格的な施策の実行に向けた取り組み

(2) 平成21年度の重点的な取組

少子化対策に取り組むに当たり、100年に一度といわれる現下の厳しい経済状況、本格的な人口減少社会の到来、さらには550億円以上にも及ぶ財源不足といった県の直面する危機的状況の中、雇用の創出、生活者支援などの緊急経済・雇用対策の実施、

人口減少社会における今後10年間に県政が取り組むべき施策の方向性を示した「長期構想」の推進、及び「新たな行財政改革指針」に基づいた抜本的な行財政改革の推進といった当面の県政運営の考え方を踏まえて、各種の施策を実施します。

I 「働く女性の子育て応援」の推進

1) 働き方を改革し、「仕事と家庭の調和」を実現（ワーク・ライフ・バランスの推進）

○企業との連携促進

- ・ワーク・ライフ・バランスの観点から、仕事と育児の両立が可能な就業環境の整備を促進するとともに、母親の過度な負担や育児不安の軽減を図るため、父親の家事、育児参加を企業を通して促進

新規 企業等における男性従業員を対象とした「お父さん頑張っ講座」の開催

(3,300)

- ・企業内研修の一環として、父親の役割や子育ての楽しさ等を学ぶための講座を開催し、テキストとして父親力を養うための「父子手帳」を作成して、配布します。

拡充 登録企業を対象とした表彰、就職説明会や企業へのアドバイザー派遣などによる子育て支援企業登録制度の拡充 (135,760)

- ・「出産・子育てにやさしいぎふの企業拡大運動」を推進し、従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業を大幅に増やしていくため、新たに子育て支援企業登録制度登録企業などに対して次のような取組を行います。

- ▶ 子育て支援に取り組む先進的な登録企業を優良企業として表彰する制度を創設
- ▶ 就職説明会への登録企業の優先参加を拡大
- ▶ 「仕事と家庭の両立支援アドバイザー」の派遣
- ▶ 制度融資貸付金による低利融資の実施（経営合理化資金「子育て支援枠」を別枠化）
- ▶ 経済団体等と連携してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた協定等の締結

拡充 企業内子育てマイスターの育成 (5,852)

- ・県から認定された子育てマイスターを企業における従業員向けの出産・子育て相談や情報発信を行う企業内子育てマイスターとして育成し、活用を図ります。

拡充 出産・育児などで離職した女性向けや母子家庭の母親向けの職業訓練の充実

(163,116の内数)

- ・出産や子育て等を機会に離職した女性の正社員での再就職をサポートするため、求人需要が高く再就職に即効性のある職業訓練の実施や、母子家庭の母親の経済的な自立を支援するため、IT等、就職に結びつきやすい職業訓練を実施します。

2) 保育等の子育て支援サービス基盤を拡充

○未就学児を持つ母親支援

- ・働く女性にとってニーズの高い病児・病後児保育、一時保育や産前産後期における育児・家事支援などの各種子育て支援を充実

新規 産前産後期における家事・育児の支援や一時預かり等の子育てサービスの実

施

(90, 369) 【ふるさと雇用再生特別基金】

・「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、これまで県の支援対象になっていなかった産前産後期の家事・育児支援や郊外型大型商業施設等での一時預かりなどの子育てサービスを民間企業やNPOに委託して実施します。

新規 地域のNPOや子育てサークルなどが実施する子育て支援活動に助成

(100, 000) 【地域活性化・生活対策臨時交付金】〔20年3月補正〕

・「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して、地域における子育て相談や情報提供、多様な子育て支援サービスの提供など、地域で支える子育て支援の担い手となっているNPOや子育てサークルなどの非営利団体が行う行政の手の届かない子育て支援活動に対して、必要な経費の一部を助成します。

新規 待機児童を有する市町村等の保育環境整備の推進

(323, 289) 【子育て支援対策臨時特例交付金】

・「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」を活用して、待機児童を有する市町村等において、保育所の新設及び大規模改修等の保育環境整備を行う民間保育所に対して、市町村を通じて必要な経費を助成します。

新規 病児・病後児保育推進のための研究会の設置

・働く女性のニーズに対応した病児・病後児保育について、未実施市町村で課題となっている看護師確保や近隣病院との連携などの解決策を検討する研究会を設置し、実施市町村の拡大を図ります。

拡充 安心して子育てができる環境づくりのための「病児・病後児保育」の推進

(48, 540)

・体調不良となった児童に対応できる保育環境を整備するため、医務室等に看護師等を配置する保育所に対し、市町村を通じて必要な経費を助成します。

○小学生のいる母親支援

・放課後児童クラブの施設数の拡大のほか、延長保育、夏休み等の長期休暇、障がい児の受け入れの実施などの解決に向けた取組による放課後の子どもの居場所づくりの充実

新規 「放課後児童クラブ」の設置拡大に向けた既存施設の改修や倉庫設備の設置などへの支援 (13, 765) 【子育て支援対策臨時特例交付金】

・「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」を活用して、小学校内において教材の保管場所等となっている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修や倉庫設備の設置等を行う市町村に対して、必要な経費を助成します。

拡充 国の補助基準の対象外である小規模な「放課後児童クラブ」への設置支援

(18, 171)

・国の補助基準に満たない小規模児童クラブ（年間250日以上開設、5人以上10人未満）に対して、必要な経費を支援します。

拡充 放課後対策の総合的なあり方等を検討 (962)

・放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同スタッフ研修会の開催や、放課後対策において課題となっている時間延長やスタッフの確保等の総合的な放課後対策のあり方について検討します。

○不安を抱えた母親支援

- ・不安を抱えた子育て中の母親に対する相談機能の強化

拡充 ぎふ子育て応援ステーションの運営強化 (11,000)

・地域の子育て支援拠点のモデルとして平成18年度に開設した「ぎふ子育て応援ステーション」に、引き続き相談員を配置し、相談員を対象にした研修会の充実など相談機能の充実を図ります。

- ▶ 就業問題などにも対応できる相談員のスキルアップ
- ▶ 相談情報の蓄積を基にしたシンクタンク機能の強化
- ▶ ホームページ等での情報発信・提供機能の強化
- ▶ 相談員を対象にした研修会を市町村相談員へも開放し、子育て相談の市町村連携を強化

Ⅱ 安心して出産ができる医療体制の充実

- ・誰もが安心して出産ができる周産期における医療機関ネットワーク体制の強化や産科医の少ない地域における医療機関の確保等

新規 妊婦健康診査の拡充 (608,297) 【妊婦健康診査臨時特例交付金】

・市町村が実施する妊婦健康診査に対して「妊婦健康診査臨時特例交付金」を活用して助成することにより、健康診査の回数を現状の5回から望ましい14回に拡充し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。

新規 産科医療機関の確保 (15,206)

・分娩取扱いを取り止める医療機関が増える中、地域で唯一の分娩機関に対して、必要な産科医師を確保し、妊婦が安心して出産できる環境の整備を進めます。

拡充 安心して出産ができる周産期医療体制の充実 (39,000)

・安心して妊娠、出産できるよう、妊婦や新生児の救急搬送を24時間体制で受け入る周産期医療機関ネットワーク体制の検証と必要な方策の検討を行うとともに、周産期医療に従事する医師を対象とした新生児蘇生法の講習会を実施し、周産期医療体制の充実を図ります。

3. 平成21年度の具体的な取組

少子化対策については特効薬はなく、一朝一夕で解決できるものではないため、引き続き県民運動として粘り強く取り組むこととし、前記の重点的な取組のほか、次の3つの取組の柱に沿って、各種施策を総動員して総合的に対策を進めます。

【施策の柱】

I 仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの促進 (ワーク・ライフ・バランスの推進)

女性が子育てしながら働き続けることができる環境づくりに向け、育児休業や子の看護休暇などが取得しやすい職場の環境づくりや長時間労働縮減に向けた「早く家庭に帰る日」の普及のほか、結婚・出産等で一旦離職した女性の再就職支援など、企業における子育て支援の取組を促進することにより、仕事と家庭を両立できる社会づくりを経済団体、労働団体等と連携して推進します。

II 地域で支える出産・子育て支援の推進

働く女性の子育てを応援するため、病児・病後時保育、一時保育などの充実、放課後の子どもの居場所づくりの充実など、未就学児や小学生を持つ母親のニーズに対応した各種子育て支援サービスを提供するとともに、安心して出産ができる医療体制の整備を推進します。

III 結婚・出産・子育てに希望の持てる地域づくりの推進

社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成に向けたキャンペーンの実施、子ども連れで外出しやすい環境づくりの促進、結婚を希望する人を応援する取組、若者の自立支援などを通じて、県民が結婚・出産・子育てに夢や希望が持てる地域づくりを推進します。

○各事業の記載について

() …平成21年度予算額、単位：千円

※予算額の記載のないものは、職員人件費や既定の事務費等を最大限活用し、制度や仕組みづくりなどに工夫を凝らしながら事業を実施。

※アンダーライン部分については、拡充された事業内容。

I 仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの促進

①企業の子育て支援の取組の促進

拡充 登録企業を対象とした表彰の実施や就職説明会の開催や企業へのアドバイザー派遣の実施などによる子育て支援企業登録制度の大幅な拡充

〔一部再掲〕（135,760）

- ・「出産・子育てにやさしいぎふの企業拡大運動」を推進し、従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業を大幅に増やしていくため、子育て支援企業登録制度登録企業などに対して次のような取組を行います。

登録企業数：910企業（H21.1.31現在）

- ▶ 子育て支援に取り組む先進的な登録企業を優良企業として表彰
- ▶ 登録企業を対象とした新卒者等求職者に対する就職説明会の開催
- ▶ ワーク・ライフ・バランスの理解促進や登録に向けた制度整備のためのアドバイザー派遣
- ▶ 県のホームページなどを通じた、登録企業の企業名や取組内容のPR
- ▶ 制度融資貸付金による低利融資の実施（経営合理化資金「子育て支援枠」を別枠化）
- ▶ 民間金融機関による資金融資及び登録企業の従業員が利用するローンの金利優遇

拡充 建設工事入札参加資格の主観点数の加点対象に、子育て支援企業登録制度の登録を要件化

- ・建設工事入札参加資格に係る主観点数の加点対象を、300人以下の県内業者については、「子育て支援企業登録制度の登録企業」であることとし、企業の子育て支援の促進を図ります。

○経済団体等とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた連携の実施 〔再掲〕

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、経済団体等と連携してそれぞれの役割や取組などを明記した協定等を締結します。

②女性の再就職支援

拡充 出産・育児などで離職した女性向けや母子家庭の母親向けの職業訓練の充実

〔再掲〕（163,116の内数）

- ・出産や子育て等を機会に離職した女性の正社員での再就職をサポートするため、求人需要が高く再就職に即効性のある職業訓練の実施や、母子家庭の母親の経済的な自立を支援するため、IT等、就職に結びつきやすい職業訓練を実施します。

○子育てが一段落した女性の学び直しの機会の提供（国事業との連携）

- ・子育てが一段落した女性の再チャレンジを支援するため、県内大学等と連携して、就職に向けたビジネスマナーやITスキルなどを学ぶ講座を開催します。

○女性の再就業などを支援する総合相談窓口の運営（7, 279）

- ・再就職や起業など、女性の再チャレンジを応援する相談窓口や、情報発信のためのポータルサイトを運営します。

○母子家庭の母親に対する相談体制の充実、就業支援講習会の開催（10, 661）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費相談体制を充実するとともに、就職支援講習会などを開催し、母子家庭の母親などの自立支援を充実します。

③企業と連携した男性の家事・育児参加の促進に向けた取組

新規 企業等における男性従業員を対象とした「お父さん頑張って講座」の開催

〔再掲〕（3, 300）

- ・父親力を養うための「父子手帳」を作成するとともに、企業内研修の一環として「父子手帳」をテキストとした子育ての楽しさ、父親の役割等を学ぶための講座を開催します。

○企業等における「子ども参観日」の実施や企業内家庭教育の推進

- ・子どもが、両親の働く企業等に出かけて親の働く姿を見ることで働くことの大切さを知る「子ども参観日」や、従業員向けの企業内家庭教育を目的とした研修会の開催について、県内経済団体と連携して普及を図ります。

○社員研修などの機会を利用した「職場で学ぶ家庭教育理解講座」の開催（300）

- ・企業の社員研修等の機会を利用し、子育て中の従業員、これから親になる若い従業員やその上司等を対象とした、親と子の心のふれあい、子育てにおける父親の役割などを学ぶ「職場で学ぶ家庭教育理解講座」を開催します。

○男性の育児休業など先進的に取り組み実績がある企業へ奨励金を交付（1, 200）

- ・仕事と子育て（家庭）を両立させ、働きやすい職場環境整備を図ることを目的として、男性の育児休業などの先進的な取り組み実績がある企業へ奨励金を交付します。

○「早く家庭に帰る日」（毎月8のつく日）の普及促進

- ・「安心して子どもを生き育てることができる岐阜県づくり条例」で定める「早く家庭に帰る日」（毎月8, 18, 28日）には、父親をはじめ子育て家庭の保護者の働き方を見直し、早く帰って、家族そろって夕食を食べたり、父親が子育てに参加する機会を増やすよう啓発します。また、行政が率先して取組を行います。

④若者の就業支援

新規 ふるさと適職発見の促進 (6,500)

- ・次代を担う人材を確保・育成するため、県内のインターンシップ情報や特色ある県内企業及びその求人情報の提供、県外での学内合同企業説明会の開催を通じて、県外に進学した学生等に、県内企業に対する興味・理解を深めていただき、Uターン就職を促進します。

新規 勤労者の職場定着等への支援の強化 (7,000)

- ・若年勤労者等の職場定着、職場復帰等を図るため、専門の相談員による相談業務を実施や県内5圏域での研修会や相互交流会を実施するとともに、弁護士等の専門家による巡回特別相談を実施します。

新規 生活・就労相談による求職者の支援 (30,000)

- ・企業の雇用調整等により離職を余儀なくされた、若年勤労者を含めた非正規労働者等の生活の安定を図るため、国（ハローワーク）と連携して、生活・就労相談を実施して、再就職を支援します。

拡充 人材チャレンジセンターにおける就職マッチング事業の展開 (89,775)

- ・正社員として就労を望むフリーター等非正規雇用者の就職及び県内中小企業の人材確保を支援するため、職業相談・カウンセリング・職業紹介などきめ細やかな就職支援を行います。また、新たに求人開拓相談員（ジョブコーディネーター）を配置し、長期就職困難者の就職支援の強化を図ります。

○次世代金型技術者の地元企業定着の促進 (2,760の内数)

- ・岐阜大学技術創成研究センターの学生を対象に、県内の金型企業で学外金型実習研修を実施し、地元企業定着を促進します。

○産学官連携によるインターンシップの推進 (6,840)

- ・産官学が連携して、高校生や大学生などに対して県内でのインターンシップを行う機会を提供し、就業意識の醸成（キャリア教育）および県内企業への就業を促進します。

○ニートに対するカウンセリングなどを実施する地域若者サポートステーションの運営

(8,400)

- ・国の委託事業と連携しながら「地域若者サポートステーション」を引き続き運営し、若者の自立を支援する関係機関のネットワークを構築するとともに、若者の状況に応じ、心理・精神面も含めた細かな支援を行います。

○フリーターなど若者の学び直しの機会の提供 (国事業との連携)

- ・フリーターなど若者の再チャレンジを支援するため、県内大学等と連携して、就職に向けたビジネスマナーやITスキルなどを学ぶ講座を開催します。

○小中学生を対象とした職業観醸成教育の実施 (2,200)

- ・小・中学生の発達段階から職業観の醸成や職業人としての資質向上につながるキャリア教育を行い、将来、職業に就き社会で生きていくために必要な力を育成します。

○専門高校における地域連携型事業の実施（5,000）

- ・専門高校生が、学校で学んだ専門的知識・技術を活かして、地域や産業界の協力、専門家の助言を得ながら、地域が持つ課題の解決に向けた実践活動に取り組むことにより、次代の本県産業を担う若者を育成します。

II 地域で支える出産・子育て支援の推進

①新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期）

（母子保健などの充実）

新規 妊婦健康診査の拡充〔再掲〕（608,297）【妊婦健康診査臨時特例交付金】

- ・妊婦健康診査の回数は14回が望ましいとされていますが、厳しい財政状況などにより市町村の公費負担は、地方交付税措置のある5回程度にとどまっていますが、出産年齢の上昇等により妊婦健康診査の必要性が高まってきており、経済的な理由で健康診査を受診しない妊婦がいることなどを考慮し、5回を超える9回分について、「妊婦健康診査臨時特例交付金」の財源を活用して、市町村に対して必要な経費を支援します。

○母子保健対策の推進（2,054）

- ・体調等が不安定な妊産婦や、未熟児、疾病等を持って生まれた子どもの保護者の不安を解消するため、保健師による家庭訪問や赤ちゃんサポート教室の開催のほか、必要に応じ、関係機関と地域における支援体制の充実のための検討を行います。

○先天性代謝異常等の検査の実施（36,349）

- ・放置すると子どもの発達に障がいをもたらす恐れがある先天性代謝異常等の検査事業を実施し、早期発見・早期療養に向けた取り組みを進めます。

○不妊治療相談の実施（3,196）

- ・岐阜県不妊相談センターや各保健所の不妊相談窓口において、不妊治療に関する様々な悩みや相談に適切に対応していくとともに、出張相談会や週末相談会を行います。

○不妊治療への助成（100,000）

- ・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に対して助成します。

10万円を限度に年間2回まで、通算5年間助成（夫婦の所得が730万円未満の方を対象）

(出産や小児医療体制の強化)

新規 産科医療機関の確保 [再掲] (15, 206)

- ・分娩取扱いを取り止める医療機関が増える中、地域で唯一の分娩機関に対して、必要な産科医師を確保し、妊婦が安心して出産できる環境の整備を進めます。

拡充 周産期医療体制の検証や、周産期医療従事者の医療水準の維持・向上

[再掲] (3, 400)

- ・周産期医療体制の現状分析などを行い、円滑で確実な妊婦搬送体制の充実を図るとともに、周産期医療従事者を対象とした新生児蘇生法の普及を進めます。

○妊婦、新生児の搬送依頼に24時間体制で対応する受け入れ体制の強化

[再掲] (35, 600)

- ・妊婦、新生児の搬送依頼に24時間体制で対応するため、平成20年2月に整備した地域の拠点となる7病院の受け入れ体制について、引き続きその充実、強化を進めます。

○小児救急医療の体制づくり (49, 077)

- ・県及び地域別協議会において小児救急医療体制の確保・調整を行うほか、小児救急医療拠点病院の運営支援を行います。

○小児救急電話相談の実施 (6, 943)

- ・休日や夜間における保護者からの相談に対応するため、岐阜県総合医療センター等において小児救急電話相談を行います。

(医療人材の確保)

新規 県出身医学生等の県内就職の推進 (1, 000) 【ふるさとぎふ再生基金事業】

- ・県内出身の医学生等に対して、県内の地域医療の実情や臨床研修病院等の情報を掲載した情報誌やメールマガジンを発行し、県出身者の県内医療機関への効果的な就業PRを実施します。

新規 医師確保が困難な医療機関への医師派遣の実施 (18, 750)

- ・医師の絶対数の不足や地域偏在の是正を目的として、都市部の比較的医師の多く抱える病院から、医師不足が深刻な病院へ医師（後期研修医等）を派遣します。

拡充 結婚・出産・子育てを機に離職した看護職員の再就業支援研修等の実施

(7, 282)

- ・結婚、出産、子育てを機に、一旦離職した看護職員に対して、ナースバンクによる就業相談、職業紹介、短時間勤務や院内保育所を設置するなどの就労改善を行っている医療機関に関する情報提供等を行うとともに、看護実務を離れていたことによる不安を取り除くための再就業研修の充実を図ります。

拡充 地域医療を担う医師の養成を図る医学生奨学金制度の運営 (129, 225)

- ・岐阜大学の医学部生や他大学の県内出身の医学部生を対象に、大学卒業後の一定期間を県内の医療機関に勤務することを条件とした奨学金制度の運営により、地域医療を担う医師の養成に努めます。

拡充 病院内保育所の運営支援 (73, 562)

- ・医療従事者の離職を防ぐとともに、再就業を促進するため、院内保育所を設置・運営する医療施設に対して必要な経費を助成します。

○医師の求職情報と医療機関の求人情報を登録・紹介するドクターバンクの設置

(2, 500) 【ふるさとぎふ再生基金事業】

- ・医療資源の有効活用と医師確保のための環境整備を図るため、医師の求職と医療機関の求人情報の登録・紹介及び相談等を行うドクターバンクを県医師会に委託し、引き続き運営します。

○地域医療を担う医師を養成する県の寄附講座を岐阜大学医学部内に設置 (20, 000)

- ・岐阜大学医学部内に開設した県の寄附講座において、地域医療提供体制の構築に関する調査研究と地域医療を担う医師の養成を行います。

○医学生の県内定着に向けた臨床研修プログラムの提供やセミナーの開催 (2, 350)

- ・臨床研修病院の協力・連携による魅力ある臨床研修プログラムの提供や合同説明会の開催、県内外の医学生を対象とした地域医療体験セミナーの開催により、県内への定着を図ります。

○結婚・出産・子育てを機に離職した女性医師の再就業支援研修の実施 (3, 128)

- ・結婚、出産、子育て等を機に離職した県内の女性医師の復職を支援するため、県立3病院において臨床を中心とした研修を実施します。

○医師確保が緊急に必要な地域に対する支援 (450, 000の内数)

- ・医師の確保が緊急に必要とされている地域において、市町村が新たに外部から医師の確保の取組を行う場合に、市町村振興補助金を活用して経費の一部を助成します。

○看護職員の離職防止に向けた就労環境の改善の推進

(2, 061) 【ふるさとぎふ再生基金事業】

- ・看護職員の離職防止に向けた就労環境の改善のため、就労環境改善取組調査を行うとともに、就労環境評価マニュアルの改訂・配布や、就労環境改善先進事例による講演会等を開催します。

②未就学期 (小学校入学前まで)

(働く女性等に対応した多様な子育て支援の充実)

新規 産前産後期の家事・育児の支援や一時預かり等の子育てサービスの実施

[再掲] (90, 369) 【ふるさと雇用再生特別基金】

- ・「ふるさと雇用再生特別基」を活用して、これまで支援の対象になっていなかった産前産後期の家事・育児支援や郊外型大型商業施設等での一時預かりなどの子育てサービスを実施します。

新規 地域のNPOや子育てサークルなどが実施する子育て支援活動への助成

〔再掲〕(100,000)【地域活性化・生活対策臨時交付金】

- ・「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して、地域における子育て相談や情報提供、多様な子育て支援サービスの提供など、地域で支える子育て支援の担い手となっているNPOや子育て支援サークルといった非営利団体が行う子育て支援活動に対して、必要な経費の一部を助成します。

新規 待機児童を有する市町村等の保育環境整備の推進

〔再掲〕(323,289)【子育て支援対策臨時特例交付金】

- ・「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」を活用して、待機児童を有する市町村等において、保育所の新設及び大規模改修等の保育環境整備を行う民間保育所に対して、市町村を通じて必要な経費を助成します。

新規 病児・病後児保育推進のための研究会の設置 〔再掲〕

- ・働く女性のニーズに対応した病児・病後児保育について、未実施市町村で課題となっている看護師確保や近隣病院との連携などの解決策を検討する研究会を設置し、実施市町村の拡大を図ります。

新規 財政基盤が脆弱な民間保育所に対する人材派遣のためのニーズ調査の実施

(3,612)【緊急雇用創出事業交付金】

- ・「緊急雇用創出事業交付金」を活用して、財政基盤が脆弱であり、厳しい経営環境によりマンパワーが不足している民間保育所に対して、保育助手など必要となる人材を派遣するためのニーズ調査を実施します。

拡充 子育てマイスターなど地域や企業内の子育て支援者の育成と活用

〔再掲〕(5,852)

- ・身近な子育て支援者の人材育成のための講座の開催や、子育て中の親子のたまり場づくりなどで活躍する子育てマイスターの認定登録と紹介、市町村事業へのマッチングなどを行います。また併せて、企業において従業員向けの出産・子育て相談を行う企業内子育てマイスターの育成などにも取り組みます。

子育てマイスター登録者数：522人(H21.1)

○安心して子育てができる環境づくりのための「病児・病後児保育」の推進

〔再掲〕(48,540)

- ・体調不良となった児童に対応できる保育環境を整備するため、医務室等に看護師等を配置する保育所に対し、市町村を通じて必要な経費を助成します。

○低年齢児が年度途中に入所できる利用しやすい保育環境の整備 (100,800)

- ・低年齢児担当保育士を年度当初から加配する保育所に対し、市町村を通じ必要な経費を助成します。

- ・また、当日の預かりが可能な一時保育や、週3日程度の短時間保育に必要な保育士の加配経費についても助成します。

○一時保育や休日保育の充実 (62,590)

- ・保護者のニーズに応じた保育サービスが提供できるよう、一定基準を満たす一時保育や休日保育等を実施する保育所に対し、市町村を通じて必要な経費を助成します。

○保育ママによる家庭的保育の実施 (2,822)

- ・増大する多種多様な保育ニーズに対応し、家庭的保育者（保育ママ）が自身の居宅等において行う少人数の低年齢児保育を推進するため、市町村を通じて必要な経費を助成します。

○プレママ保育園の取組や幼児教育・保育の普及・充実 (3,550の一部)

- ・身近な保育所を登録し、妊娠中の育児体験や出産後の一時保育等ができる「プレママ保育園」やパソコンを活用した幼児教育、保育などに取組む民間保育所に対し、必要な経費を助成します。

（身近な場所での子どもの居場所づくりの充実）

○ファミリーサポートセンターの設置への支援 (1,000)

- ・育児の援助を受けたい人と育児を援助したい人が会員登録し、相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの設置、運営を行う市町村に対して、設置初年度の事業費に必要な経費を助成します。

○子育ての場としての都市公園の活用

- ・河川環境楽園、平成記念公園などの県営都市公園において、子どもたちが自然にふれあい、安全で楽しく遊べる場を提供します。

○児童館の設置と活動への支援 (80,919)

- ・子どもたちに健全で楽しい遊びの場を提供するため、児童館・児童センターの設置や活動経費を助成します。

（相談・情報提供機能の充実）

新規 家庭への訪問による家庭教育支援 (6,073)

- ・地域の子育て経験者や専門家による「家庭教育支援チーム」を設置し、子育て中の家庭等に対し、家庭教育に関する情報提供や相談対応を訪問により行うモデル事業を実施します。

拡充 ぎふ子育て応援ステーションの運営強化 [再掲] (11,000)

- ・地域の子育て支援拠点のモデルとして平成18年度に開設した「ぎふ子育て応援ステーション」に、引き続き相談員を配置し、子育て相談や子育て支援情報等の収集・発信を行うとともに、相談員を対象にした研修会の充実や市町村相談員への開放など、相談機能等の充実を図ります。

○地域の身近な場所での子育て親子の交流や相談の場づくり (292,143)

- ・市町村等が主体となって行う子育て親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支

援環境の充実に取り組みます。

(子どもの健やかな成長支援)

新規 幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた体制等の整備・充実 (750)

- ・全ての子どもが充実した幼児教育を受け、小学校教育へ円滑な接続を図るため、教育委員会に幼児教育チームを設置し、保育園・幼稚園へ訪問指導を行うなど、幼児教育の総合的支援体制を整備するとともに、子育て支援のニーズに対する在り方検討やアクションプログラム策定と実践・検証等を実施します。

拡充 子どもの朝食欠食率0%の目標達成に向けた食育の推進 (6,054)

- ・保育士・幼稚園教諭を対象とした食育指導者研修会や幼児とその保護者を対象とした体験型食育学習会の開催を通し、自分で料理ができ、自立した食を営める子どもを育成します。

(経済的負担の軽減)

新規 第3子以降の保育料の軽減

- ・多子世帯のさらなる保育料の軽減措置として、同一世帯で3人以上の就学前児童が同時に保育所等を利用している世帯で、3人目以降が同時に民間保育所へ入所した場合の保育料無料化に対して、必要な経費を一部負担します。

拡充 県営住宅への子育て世帯の優先入居

- ・県営住宅における子育て世帯をはじめとする優先入居枠を拡充（募集の2割→5割 ※平成20年11月1日より拡大）し、子育て中の夫婦世帯を支援します。

○子育て世帯の住宅建設への支援 (1,848)

- ・2人以上子どもがいる子育て世帯を対象に、住宅建設にかかる民間住宅ローンに対する利子補給を行います。

○児童手当に係る県負担金 (4,500,000)

- ・小学校修了前までの子どもを養育している方に、市町村を通じて児童手当を支給します。

3歳未満：一律 10,000円/月

3歳以上：第1子、第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月

○乳幼児の医療費を助成 (2,130,616)

- ・小学校入学前までの乳幼児の通院・入院に係る医療費について、市町村を通じて助成します。

③小学生・中学生期

(身近な場所での子どもの居場所づくりの充実)

拡充 「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」による放課後などの子どもの居場所づくりの充実 [再掲] (370,717) 【一部は子育て支援対策臨時特例交付金】

- ・放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所の充実に向けて、全児童を対象とした「放課後子ども教室」や、就労等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象とした「放課後児童クラブ」を充実するため、箇所数、対象児童数の小学校高学年への拡大、開設時間の延長など、市町村の取組を支援します。

放課後子ども教室：73(H20)→69(H21) 放課後児童クラブ：233(H20)→275(H21)

- ・また、「子育て支援対策臨時特例基金（安心こども基金）」を活用して、小学校内において教材の保管場所等となっている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修や倉庫設備の設置等を行う市町村に対して、必要な経費を助成します。
- ・さらに、国の補助基準に満たない小規模児童クラブ（年間250日以上開設、5人以上10人未満）に対して、必要な経費を支援します。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同スタッフ研修会の開催や、放課後対策における課題となっている放課後児童クラブと放課後子ども教室連携体制等の総合的な放課後対策のあり方について検討します。

（子どもの健やかな成長支援）

○スクールカウンセラーを小・中学校に配置（210,967）

- ・低年齢化するいじめや不登校などに早期に対応・支援するため、臨床心理士資格を持つスクールカウンセラー等を小・中学校（中学校は全校）へ配置します。

○24時間対応のいじめ電話相談の実施（4,924）

- ・いじめによる自殺の未然防止等のため、児童生徒や保護者からの相談に24時間体制で対応する電話相談を実施します。

○いじめを許さない県民運動の推進（640）

- ・県下6地域で、学校と地域の諸団体が「いじめ予防」をテーマに活動する県民会議を開催し、「子どもを地域で守り育てる県民運動」を推進します。

○食育推進のための実践的な食育研修、普及・啓発フォーラムの実施

（3,750）【ふるさとぎふ再生基金事業】

- ・総合教育センター可児分室において、教職員や児童生徒を対象とした実践的な食育研修を実施します。また、食育推進フォーラムを開催し、食育の重要性及び先進事例などを県民に広く普及・啓発します。

（経済的負担の軽減）

○母子家庭等の医療費を助成（658,604）

- ・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその子ども及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童の医療費について、市町村を通じて助成します。

④高校生・大学生期

（経済的負担の軽減）

○子育て支援奨学金の貸与（106,000）

- ・子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の高校生等を対象に、無条件で奨学金を貸与する子育て支援奨学金を実施します。

⑤特に支援を必要とする家庭の子育て支援

（障がいのある子どもの保育・教育などの充実）

新規 就学前から高等学校卒業時までライフステージ毎の一貫した障がい特性に応じた適切な支援の実施（20,700）

- ・幼稚園等への巡回観察による発達障がいの早期発見システムの構築などの就学前の支援から、小中学校の児童生徒の障がい特性に応じたサポート体制の整備、就労への移行支援などの高等学校や特別支援学校卒業までの一貫した特別支援教育の総合的な推進体制を整備し、障がいをもつ子ども社会的自立を進めます。

拡充 5圏域の拠点施設で発達障がいの療育指導などを受けられる体制を確立（25,500）

- ・5圏域の拠点施設において発達障がいに関する専門的な相談・療育支援ができる人材を配置し、療育指導や生活指導等を受けられる体制を整備します。

拡充 小中学校に通う発達障がいのある児童生徒に対する支援の充実

- ・小中学校の通常学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（多動性障がい）などの発達障がいのある児童生徒に対し、個々の障がいの程度に応じた教育課程による指導を行う「通級指導教室」の設置を進めます。
加配定数：60人（H20）→66人（H21）

○聴覚障がいのある児童生徒に対する支援の充実（3,938）

- ・主として聴覚障がいのある児童生徒の発達や自立、社会参加に向けての支援や相談活動を行う非常勤講師を特別支援学校に配し、乳幼児の早期相談、幼稚園や小中学校での研修会の開催や支援訪問などを実施します。

○5圏域単位で発達障がいの早期診断の実施体制を強化

（6,360）【ふるさとぎふ再生基金事業】

- ・5圏域単位で発達障がいの専門外来を開設する医療機関に支援を行い、発達障がい児の早期診断の実施体制を強化します。

○発達障がい者等の総合支援施設（発達障害者支援センター「のぞみ」）の運営

（3,000）

- ・発達障害者支援センター「のぞみ」において、発達障がいに関する各種相談支援、発達（療育）支援、就労支援など総合的な支援を行います。

○障がい児保育に対応した人材育成のための研修会の実施（4,320の内数）

- ・保育所等に勤務する職員（保育士等）に対して、近年の発達障がい児の増加などに対応し、専門的な指導に

必要な知識及び技術を向上することを目的とした研修会を開催します。

○高等学校に通う発達障がいのある生徒の支援のための専門家派遣（2,300）

- ・高等学校の通常学級に在籍する発達障がいの診断のある生徒に対し、不登校やひきこもり、途中退学など深刻な問題の発生が予測される場合や発生の初期段階で、個々の事例に応じて専門家を派遣し、指導体制を確立します。

○特別支援学校の整備の推進（1,790,961）

- ・平成22年度移転予定：恵那特別支援学校
- ・平成23年度開校予定：可茂特別支援学校(仮称)

○特別支援学校に通学する児童生徒の負担軽減のためのスクールバスの整備（58,000）

- ・長時間の通学による負担を軽減するため、特別支援学校整備と併せて、片道の乗車時間が概ね60分以内となるようスクールバスを順次整備します。

（子どもの健やかな成長支援）

新規 養育放棄等の様々な事情で入所している児童福祉施設の入所児童に対する基礎学力向上の推進（36,280）【緊急雇用創出事業交付金】

- ・「緊急雇用創出事業交付金」を活用して、親の虐待や養育放棄等の様々な事情で入所している児童福祉施設の入所児童を対象として学習塾事業者やNPO法人に委託し講師派遣を行い、入所児童の基礎学力の向上・充実を図ります。

拡充 里親制度の推進（9,767）

- ・虐待や経済的な事情等で、家庭での生活が困難な子どもの養育を行う里親制度の普及啓発や里親体験事業の実施により、里親の登録や受託の拡大を図るとともに、里親に対する各種相談や援助、登録前・更新登録時の施設実習や研修の実施により、里子の里親家庭での適切な養育の確保を進めます。

○虐待をしてしまった保護者等へのカウンセリングの実施等（5,579）

- ・県内の各子ども相談センターに医師を配置し、虐待が起こった家族が再び共に暮らすことができるよう、虐待をした保護者等に対するカウンセリング等を通じて精神的なケアを行います。
- ・また、中央子ども相談センターに専門職を設置し、市町村に対する児童相談業務の支援や要保護児童対策地域協議会の運営に関する指導を行います。

Ⅲ 結婚・出産・子育てに希望の持てる地域づくりの推進

新規 子育てを支える「家族の絆・地域の絆」の再生に向けた取組の推進

(3,000の内数)

- ・成人前の年齢から結婚して子どもを産み育てることの重要性・素晴らしさを伝えるために副読本を作成し、県内の高等学校等の授業で活用を図ります。

拡充 子育て家庭応援キャンペーンの普及促進 (1,700)

- ・平成18年8月からスタートした「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」を充実するため、FC岐阜のホームゲームを活用したぎふっこカードのPRの実施、商店街や郊外型大型商業施設への参加の呼びかけにより、子育てを応援するショッピングモールの創出に取り組むなど、参加店舗の増加や利用促進に向けたPR等に取り組めます。また、平成19年8月から行っている富山県との連携に加え、平成21年4月から愛知県及び三重県との広域連携を開始するほか、さらなる近隣県との広域連携を検討します。

参加店舗数：2,400店舗(H20.1月末現在)

ぎふっこカード発行枚数：62,413(H20.12月末現在)

拡充 妊婦・乳幼児連れの方が優先的に利用できる駐車場等の整備

- ・公共・民間施設の駐車場に小さな子どもを連れて訪れる方や妊婦さんが利用できる駐車場を設置するとともに、外出時にオムツを替えるスペースや授乳室などの設置について、公共・民間施設の導入を拡大するよう「外出ママ安心ステーション」を全県的に広めます。

設置数：111施設、268台(H21.1月末現在)

○県図書館利用者のための託児事業 (879)

- ・乳幼児をもつ保護者が気軽に県図書館を利用できるよう18年度から開始した託児事業を引き続き実施します。

○独身男女の出会いの支援 (300)

- ・最近の晩婚化・非婚化の傾向に対応して、異性とうまく付き合えないなど結婚に関する悩みを抱える独身男女を対象に、異性と接する際のマナーや身だしなみなどを学ぶ講座を開催し、独身男女の出会いを支援します。

IV 推進体制等の拡充・強化

新規 「少子化対策課」の新設

- ・少子化対策については、社会全体で取り組むべき課題であることから、総合企画部から県民生活の総合的支援を行う環境生活部に移管するとともに、平成21年4月より「少子化対策課」を新たに設置し、推進体制の充実・強化を図ります。

(H20) 専任次長以下 5名 → (H21) 専任次長以下 7名

○「岐阜県少子化対策基本計画」の一部改定

- ・平成19年12月に策定した「岐阜県少子化対策基本計画」について、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）の改定時期にあたるため、保育の潜在ニーズに基づく目標値の設定見直しなど、基本計画の一部を改定します。